

返戻金制度

株式会社島津 CONNECT

採用決定者が入社後3ヶ月以内に本人の都合により退職した場合、甲が乙に対して第5条記載の報酬を支払済みの場合には乙は甲に対して当該受領額の50%を直ちに返還することとし、未払いの場合には甲は乙に対して第5条記載の報酬の50%相当額を支払うものとする。

2. 甲の都合による解雇、または本人死亡など不測の事由による退職の場合、乙は返戻義務を負わないものとする。

(注) 上記手数料には消費税は含まれておりません。

事業者 株式会社島津 CONNECT

代表者 島津 奉文